

横浜国立大学ロゴマーク等を営利目的で使用する場合の使用料の取扱いについて

平成26年1月23日

学 長 裁 定

最近改正 平成31年2月4日

最近改正 令和 5年4月1日

(目的)

第1 この取扱は横浜国立大学ロゴマーク等取扱要項第11及び横浜国立大学ロゴマーク等の学生使用取扱要項第11に規定するロゴマーク等を営利目的で使用する場合の使用料(以下「使用料」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(使用料)

第2 使用料は、小売価格(消費税を含んだ金額)に使用料率【3%】及び制作個数を乗じて算出した金額とする。

【使用料】＝【小売価格(消費税を含んだ金額)】×【3%】×【制作個数】

2 制作個数が追加となる場合には、新たに申請するものとする。

(支払い)

第3 使用料は、決められた期日までに指定の銀行口座に振り込むものとする。この場合において、振り込み手数料は申請者の負担とする。

(減免措置)

第4 営利目的の場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は使用料を免除又は減額することができる。

(1) 職員の福利厚生の上を向上を図るために使用する場合

(2) 本学の同窓会関連組織がその運営の為に使用する場合

(3) その他学長が使用料の免除又は減額が適当と判断した場合

(事務)

第5 この取扱で定める使用料の取扱いに関する事務は、総務企画部リレーション推進課において処理する。

附 則

1 この取扱は、平成26年1月23日から施行する。

2 横浜国立大学ロゴマーク等を営利目的で使用する場合の使用料の取扱いについて(平成19年7月26日役員会決定)は廃止する。

附 則

この取扱は、平成30年4月1日から施行する。